

第47号議案

中間市事務分掌条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和5年11月28日提出

中間市長 福田 浩

中間市事務分掌条例の一部を改正する条例

中間市事務分掌条例（平成17年中間市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「次の」の次に「表のとおり」を加え、同項の表を次のように改める。

総務部
未来創造部
市民部
保健福祉部
建設産業部
環境上下水道部

第2条の表を次のように改める。

部	分掌事務
総務部	(1) 市議会及び行政一般に関すること。 (2) 職員の人事、給与及び厚生に関すること。 (3) コンプライアンスの推進に関すること。 (4) 儀式及び秘書に関すること。 (5) 財政に関すること。 (6) 行政改革の推進に関すること。 (7) 入札及び契約に関すること。 (8) 市民との協働に関すること。 (9) 交通安全思想の普及に関すること。 (10) 防犯思想の普及に関すること。 (11) 防災及び災害救助に関すること。
未来創造部	(1) 市政の総合企画及び調整に関すること。 (2) ふるさと納税に関すること。 (3) 広報及び広聴に関すること。 (4) 情報政策及び電子計算組織に関すること。 (5) 市有財産の管理に関すること。 (6) 公共用地の取得に関すること。 (7) 公共施設マネジメントに関すること。
市民部	(1) 戸籍及び住民基本台帳に関すること。 (2) 印鑑登録その他窓口事務に関すること。 (3) 国民年金に関すること。 (4) 市税（国民健康保険税を含む。）の賦課及び徴収並びに介護保険料及び後期高齢者医療保険料の徴収に関すること。 (5) 債権管理に関すること。 (6) 人権問題に関すること。 (7) 男女共同参画に関すること。

保健福祉部	<ul style="list-style-type: none"> (1) 福祉施設及び社会援護に関する事。 (2) 身体障害者及び高齢者の福祉に関する事。 (3) 国民健康保険の給付に関する事。 (4) 後期高齢者医療に関する事。 (5) 保健医療に関する事。 (6) 病院事業の清算及び同事業に係る諸証明に関する事。 (7) 児童、母子等の福祉に関する事。 (8) 児童保育に関する事。 (9) 子育て支援等こども育成に関する事。 (10) 介護保険に関する事。 (11) 生活保護に関する事。
建設産業部	<ul style="list-style-type: none"> (1) 都市計画及び緑化に関する事。 (2) 公営住宅に関する事。 (3) 住環境政策の推進に関する事。 (4) 交通体系に関する事。 (5) 土木及び建築に関する事。 (6) 鉱害復旧に関する事。 (7) 交通安全施設の整備に関する事。 (8) 道路、橋りょう及び水路に関する事。 (9) 市道の認定等に関する事。 (10) 商工業の振興に関する事。 (11) 企業誘致に関する事。 (12) 労働行政に関する事。 (13) 消費生活に関する事。 (14) 世界遺産に関する事。 (15) 観光に関する事。 (16) 農業の振興に関する事。
環境上下水道部	<ul style="list-style-type: none"> (1) 環境保全に関する事。 (2) エネルギー政策に関する事。 (3) 廃棄物の処理に関する事。 (4) 下水道に関する事。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

中間市事務分掌条例新旧対照表

改正後	改正前						
<p>(組織の設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、本市に次の表のとおり部を置く。</p> <table border="1" data-bbox="188 496 692 775"> <tr><td>総務部</td></tr> <tr><td>未来創造部</td></tr> <tr><td>市民部</td></tr> <tr><td>保健福祉部</td></tr> <tr><td>建設産業部</td></tr> <tr><td>環境上下水道部</td></tr> </table> <p>2 (略)</p>	総務部	未来創造部	市民部	保健福祉部	建設産業部	環境上下水道部	<p>(組織の設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、本市に次の部を置く。</p> <p><u>総務部</u></p> <p><u>市民部</u></p> <p><u>保健福祉部</u></p> <p><u>建設産業部</u></p> <p><u>環境上下水道部</u></p> <p>2 (略)</p>
総務部							
未来創造部							
市民部							
保健福祉部							
建設産業部							
環境上下水道部							
<p>(事務分掌)</p> <p>第2条 各部の事務分掌は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="188 954 1104 1350"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務部</td> <td>(1) 市議会及び行政一般に関すること。 (2) 職員の人事、給与及び厚生に関すること。 (3) コンプライアンスの推進に関すること。 (4) 儀式及び秘書に関すること。 (5) 財政に関すること。 (6) 行政改革の推進に関すること。 (7) 入札及び契約に関すること。 (8) 市民との協働に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>	部	分掌事務	総務部	(1) 市議会及び行政一般に関すること。 (2) 職員の人事、給与及び厚生に関すること。 (3) コンプライアンスの推進に関すること。 (4) 儀式及び秘書に関すること。 (5) 財政に関すること。 (6) 行政改革の推進に関すること。 (7) 入札及び契約に関すること。 (8) 市民との協働に関すること。	<p>(事務分掌)</p> <p>第2条 各部の事務分掌は、次の表のとおりとする。</p> <p><u>総務部</u></p> <p><u>(1) 儀式及び秘書に関すること。</u></p> <p><u>(2) 広報及び広聴に関すること。</u></p> <p><u>(3) 市議会及び行政一般に関すること。</u></p> <p><u>(4) コンプライアンスの推進に関すること。</u></p> <p><u>(5) 職員の人事、給与及び厚生に関すること。</u></p> <p><u>(6) 財政に関すること。</u></p> <p><u>(7) 行政改革の推進に関すること。</u></p> <p><u>(8) 市政の総合企画及び調整に関すること。</u></p>		
部	分掌事務						
総務部	(1) 市議会及び行政一般に関すること。 (2) 職員の人事、給与及び厚生に関すること。 (3) コンプライアンスの推進に関すること。 (4) 儀式及び秘書に関すること。 (5) 財政に関すること。 (6) 行政改革の推進に関すること。 (7) 入札及び契約に関すること。 (8) 市民との協働に関すること。						

	<ul style="list-style-type: none"> (9) 交通安全思想の普及に関する事。 (10) 防犯思想の普及に関する事。 (11) 防災及び災害救助に関する事。
未来創造部	<ul style="list-style-type: none"> (1) 市政の総合企画及び調整に関する事。 (2) ふるさと納税に関する事。 (3) 広報及び広聴に関する事。 (4) 情報政策及び電子計算組織に関する事。 (5) 市有財産の管理に関する事。 (6) 公共用地の取得に関する事。 (7) 公共施設マネジメントに関する事。
市民部	<ul style="list-style-type: none"> (1) 戸籍及び住民基本台帳に関する事。 (2) 印鑑登録その他窓口事務に関する事。 (3) 国民年金に関する事。 (4) 市税（国民健康保険税を含む。）の賦課及び徴収並びに介護保険料及び後期高齢者医療保険料の徴収に関する事。 (5) 債権管理に関する事。 (6) 人権問題に関する事。 (7) 男女共同参画に関する事。
保健福祉部	<ul style="list-style-type: none"> (1) 福祉施設及び社会援護に関する事。 (2) 身体障害者及び高齢者の福祉に関する事。 (3) 国民健康保険の給付に関する事。 (4) 後期高齢者医療に関する事。 (5) 保健医療に関する事。 (6) 病院事業の清算及び同事業に係る諸証明に関する事。 (7) 児童、母子等の福祉に関する事。

(9) 情報政策及び電子計算組織に関する事。

(10) 市有財産の管理に関する事。

(11) 公共用地の取得に関する事。

(12) 公共施設マネジメントに関する事。

(13) 入札及び契約に関する事。

(14) 市民との協働に関する事。

(15) 交通安全思想の普及に関する事。

(16) 防犯思想の普及に関する事。

(17) 防災及び災害救助に関する事。

市民部

(1) 戸籍及び住民基本台帳に関する事。

(2) 印鑑登録その他窓口事務に関する事。

(3) 国民年金に関する事。

(4) 市税（国民健康保険税を含む。）の賦課及び徴収並びに介護保険料の徴収に関する事。

(5) 人権問題に関する事。

(6) 男女共同参画に関する事。

(7) 債権管理に関する事。

保健福祉部

(1) 福祉施設及び社会援護に関する事。

(2) 身体障害者及び高齢者の福祉に関する事。

(3) 国民健康保険の給付に関する事。

(4) 後期高齢者医療に関する事。

(5) 保健医療に関する事。

(6) 病院事業の清算及び同事業に係る諸証明に関する事。

(7) 児童、母子等の福祉に関する事。

(8) 児童保育に関する事。

(9) 子育て支援等、こども育成に関する事。

	<ul style="list-style-type: none"> (8) 児童保育に関すること。 (9) 子育て支援等こども育成に関すること。 (10) 介護保険に関すること。 (11) 生活保護に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> (10) <u>介護保険に関すること。</u> (11) <u>生活保護に関すること。</u>
建設産業部	<ul style="list-style-type: none"> (1) 都市計画及び緑化に関すること。 (2) 公営住宅に関すること。 (3) 住環境政策の推進に関すること。 (4) 交通体系に関すること。 (5) 土木及び建築に関すること。 (6) 鉱害復旧に関すること。 (7) 交通安全施設の整備に関すること。 (8) 道路、橋りょう及び水路に関すること。 (9) 市道の認定等に関すること。 (10) 商工業の振興に関すること。 (11) 企業誘致に関すること。 (12) 労働行政に関すること。 (13) 消費生活に関すること。 (14) 世界遺産に関すること。 (15) 観光に関すること。 (16) 農業の振興に関すること。 	<p>建設産業部</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) <u>市道の認定等に関すること。</u> (2) <u>土木及び建築に関すること。</u> (3) <u>道路、橋りょう及び水路に関すること。</u> (4) <u>交通安全施設の整備に関すること。</u> (5) <u>交通体系に関すること。</u> (6) <u>住環境政策の推進に関すること。</u> (7) <u>公営住宅に関すること。</u> (8) <u>鉱害復旧に関すること。</u> (9) <u>都市計画及び緑化に関すること。</u> (10) <u>商工業の振興に関すること。</u> (11) <u>企業誘致に関すること。</u> (12) <u>労働行政に関すること。</u> (13) <u>消費生活に関すること。</u> (14) <u>農業の振興に関すること。</u> (15) <u>世界遺産に関すること。</u> (16) <u>観光に関すること。</u>
環境上下水道部	<ul style="list-style-type: none"> (1) 環境保全に関すること。 (2) エネルギー政策に関すること。 (3) 廃棄物の処理に関すること。 (4) 下水道に関すること。 	<p>環境上下水道部</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) <u>下水道に関すること。</u> (2) <u>環境保全に関すること。</u> (3) <u>廃棄物の処理に関すること。</u> (4) <u>エネルギー政策に関すること。</u>